

[事案 22-10] 新契約無効・解約請求

・平成 22 年 4 月 28 日 不受理決定

< 事案の概要 >

平成 2 年に加入した保険契約は、契約者である自分が知らない間に、妻が契約諸条件等を確認することなく、営業担当者より「契約者をご主人で結構です」と言われ白紙の契約申込書に署名・捺印し契約したもので、告知書も加筆・代筆によるものであり、契約の無効撤回を求める。

< 不受理の理由 >

本件は、平成 2 年当時の営業担当者と申立人の妻との契約時のやり取りが重要な要素となるが、当時から既に 19 年以上経過していることから、公正な判断を行うためには、裁判所における訴訟手続によることが適切であり、厳密な証拠調手続きをもたらさない審査会において裁定を行うことは適当でないと判断し、生命保険相談所規程 32 条 1 項(5)に基づき、申立てを不受理とした。